

# スポーツ施設長寿命化計画策定業務仕様書

## 1. 業務の目的

松阪市のスポーツ施設は、合併以前に旧市町で整備された施設が多数を占め、施設の老朽化、財政制約、人口減少、少子高齢化が深刻化する中で、そのような変化に対応した計画的な施設のあり方が一層求められている。

「松阪市公共施設等総合管理計画」（平成28年5月策定 令和4年3月改訂）では、スポーツ施設において、スポーツを通して豊かな生活を送る機会を提供するとともに、市民の健康づくりに役立てるため、身近な地域スポーツを行う場所を適切に提供していく施設として位置づけ、スポーツ施設をタイプ別に分けて施設の再配置の方向性を示している。また、令和5年3月に改訂した「松阪市スポーツ推進計画」においても、「施設の計画的な整備・改修」の項目において、個々の施設におけるより具体的な個別施設計画の策定を求めている。

また、国から「公立社会体育施設の個別施設計画の策定について（通知）」（令和3年11月18日付け3ス参地第13号）等において、スポーツ施設における長寿命化計画を早期に策定するよう求められている。

これらを踏まえ、現状や環境の把握・分析及び課題等を整理し、個別施設毎の機能保持、総量コントロール及び財政負担の平準化等を計画的に推進するため、「松阪市公共施設等総合管理計画」及び「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）に基づき、中長期的な個別施設計画を策定することを目的とする。

## 2. 業務の内容

### （1）業務の概要

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づき、次の手順のとおり策定する。ただし、「1.業務の目的」に沿う有益な技術的提案がある場合はこの限りではない。

#### ① 計画の概要

スポーツ施設長寿命化計画の策定に当たっての概要を整理する。

ア 背景・目的

イ 計画の位置づけ

ウ 対象施設の設定

エ 計画期間

## ② 基本情報の把握

松阪市が保有するスポーツ施設の基本情報を収集・整理する。

## ③ 施設の現況評価

### ア 施設の現状情報の収集・整理

施設の現状を明らかにするために、以下のそれぞれの項目について基礎情報を収集・整理する。

(ア) 安全性・機能性に関する基礎情報（目視による劣化状況調査及びヒアリング）

(イ) 経済性に関する基礎情報（更新修繕費、運営維持管理費、収入等）

(ウ) 耐震性に関する基礎情報（耐震診断、耐震改修の有無）

### イ 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討【1次評価】

アにおいて収集・整理した基礎情報をもとに、施設の方向性及び整備方法を検討する。

(ア) 施設の方向性の検討（評価基準の検討）

(イ) 施設の整備手法の検討（耐震性の評価）

(ウ) 評価結果の取りまとめ（現況調査シートの整理）

## ④ スポーツ施設の環境評価

松阪市のスポーツ施設全体の方針に基づき、施設の現況評価に加え、スポーツ施設の提供・利用等の視点から評価を行い、個別施設の基本方針を定める。

ア スポーツ施設に関する政策方針の検討（総合的な考え方や方針の検討）

イ スポーツ施設の環境に関する情報の収集・整理（利用・運営の側面から収集・整理）

ウ スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】（政策優先度の評価）

## ⑤ 個別施設計画の検討（策定後10年間）

松阪市のスポーツ施設の基本方針に基づき、個別施設の方向性（1次評価結果）並びに政策優先度を考慮した適用可能な手法及び今後の行動計画を検討し、個別施設計画として取りまとめる。

ア スポーツ施設としての機能保持

イ 総量コントロール

ウ 施設不足の解消

エ 個別施設計画の取りまとめ（施設の運用、維持管理、整備に関する行動計画の作成）

## ⑥ 計画の実施方法

スポーツ施設長寿命化計画を確実に推進していくための実施方針等を検討する。

ア フォローアップの実施方針

イ 推進・取組体制

ウ 情報の見える化

エ 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進

## (2)対象施設

スポーツ施設（別表1）

## (3)業務の範囲

「松阪市総合計画」、「松阪市教育ビジョン」、「松阪市スポーツ推進計画」「松阪市公共施設等総合管理計画」、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」及び関係法令等に準拠する。また、次の業務を併せて実施・検証し、個別施設毎に手法を検討するとともに、今後(令和7年度から)10年間における施設の運用、維持管理及び整備等に関する行動計画を作成し、個別計画として取りまとめる。

ただし、「1.業務の目的」に沿う有益な技術的提案がある場合はこの限りではない。

- ① 耐用年数までの維持管理・解体撤去等を含めたトータルコストの算出（耐用年数を経過後更新する施設においては、更新のために必要なコストも算出すること。）
- ② 照明設備におけるLED化の実施時期・手法・費用等の検証
- ③ 所管外類似施設(社会教育施設、学校施設等)を含めた活用状況の検証
- ④ 会議等に係る資料の作成及び説明の補助等
  - ア 各スポーツ協会代表者との意見聴取
  - イ 外部会議
  - ウ 政策会議、文教経済委員会協議会、教育委員会

※上記の会議回数は延べ10回程度（予定であり変更の可能性有）、場所は松阪市内。

## (4)業務の期間

- ①令和5年度は、契約日の翌日から令和6年3月31日まで「(1)業務の概要」①～③ア。
- ②令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年3月20日まで「(1)業務の概要」③イ～⑥。

※ただし、有益な技術的提案を採用し、期間の変更が適当と認められる場合及び期間中に対象施設が災害等により損傷、施設の状況が著しく変わった場合等はこの限りではない。

### 3. 業務の実施

#### (1) 業務の実施

- ①本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- ②受託者は、業務の実施に当たり、関係法令等を遵守すること。
- ③受託者は、業務の実施に当たり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。また、協議等に必要な費用（図書の借受けに要する通信運搬費等）は受託者で負担すること。
- ④受託者は、業務の実施に当たり、業務にかかる最新の事例・情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- ⑤受託者は、業務の進捗について、本市に定期的に報告を行うこと。
- ⑥受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ⑦受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ⑧受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- ⑨本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- ⑩本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守すること。
- ⑪受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- ⑫業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正作業を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑬受託者は、業務受託中または業務完了後についても、スポーツ施設長寿命化計画を円滑に推進させるため、積極的な助言・支援を行うものとする。

#### (2) 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却すること。また、業務を実施する上で、必要な根拠、資料等は全て明確にし、整理すること。

#### 4. スポーツ施設長寿命化計画策定スケジュール（予定）

【令和5年度】

- (1) 契約締結後～令和6年3月「2. 業務の内容(1) 業務の概要」①～③アの調査業務委託
- (2) 令和5年9月～11月各スポーツ協会代表者との意見聴取
- (3) 令和6年1月外部会議

【令和6年度】

- (7) 令和6年5月外部会議
- (8) 令和6年9月外部会議
- (9) 令和6年10月政策会議
- (10) 令和6年11月教育委員会（計画案の報告）、文教経済委員会協議会（計画案報告）
- (11) 令和6年12月パブリックコメント（12月末まで）
- (12) 令和7年1月パブリックコメント回収、外部会議
- (13) 令和7年2月教育委員会（議案の上程（計画案））
- (14) 令和7年2月計画策定
- (15) 令和7年3月計画製本

#### 5. 成果品及び検査

- (1) 成果品の提出

本業務の成果品を以下のとおり作成すること。

- ①受託者は、令和6年3月20日までに、「2. 業務の内容(1) 業務の概要①～③ア」の調査内容をまとめた中間報告書（以下「中間報告書」と記載する。）、詳細な現地調査結果をまとめた調査報告書（以下「現地調査報告書」と記載する。）及びその電子データを提出するものとする。
- ②受託者は、令和7年3月20日までに、スポーツ施設長寿命化計画（以下「計画」と記載する。）及びその概要をまとめたスポーツ施設長寿命化計画（概要版）（以下「計画概要版」と記載する。）並びに計画、計画概要版の電子データを提出するものとする。
- ③その他本市と受託者の協議で決定した成果品
- ④①から③に定める成果品の提出部数は、それぞれ以下のとおりとする。

- ア 中間報告書（A4判、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）1部
- イ 現地調査報告書（A4判、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）1部
- ウ ア及びイの電子データ一式（提出媒体は、CD-ROMとする）1枚
- エ 計画（A4判、縦型、横書き、左綴じ、レザック製本）12部
- オ 計画概要版（A4判、縦型、横書き、左綴じ、レザック製本）12部
- カ エ及びオの電子データ一式（提出媒体は、CD-ROMとする）1枚
- キ その他本市と受託者の協議で決定した成果品・電子データ別途協議にて定める数量

## (2) 成果品検査

- ①受託者は、「2. 業務の内容（1）業務の概要①～③ア」で定める業務の完了後、本市の中間検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ②受託者は、本業務の完了後、本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## (3) 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

(別表1) 計画の対象となる施設

施設の区分	施設名	建設年
体育館・武道館 8 ヶ所	①松阪市総合体育館〈三十三アリーナ〉	昭和 50 年
	②松阪市武道館〈松阪牛の里オーシャンファーム武道館〉	平成 6 年
	③嬉野体育センター	昭和 57 年
	④ハートフルみくもスポーツ文化センター	平成 7 年
	⑤飯南体育センター	昭和 60 年
	⑥飯高 B&G 海洋センター	昭和 59 年
	⑦子ども支援センター体育室	昭和 56 年
	⑧松阪市勤労者総合福祉センター多目的ホール	平成 3 年
野球場・ソフトボール場 9 ヶ所	①松阪公園グラウンド〈竹輝銅庵CHIKKIDOUANモーモースタジアム〉	昭和 24 年
	②阪内川スポーツ公園多目的グラウンド	平成 8 年
	③松阪市ソフトボール場 (2 面)	昭和 62 年
	④嬉野グラウンド	昭和 55 年
	⑤飯南グラウンド	平成元年
	⑥波留運動公園	平成 17 年
	⑦松ヶ崎公園グラウンド	平成 19 年
	⑧松阪総合運動公園多目的広場	平成 28 年
	⑨松阪市勤労者体育施設多目的グラウンド	平成 4 年
ラグビー場	櫛田川河川敷ラグビー場	不明
スケートボード場	松阪市総合運動公園スケートパーク	平成 31 年
テニスコート場 6 ヶ所・26 面	①阪内川スポーツ公園テニスコート (4 面)	平成 8 年
	②中部台テニスコート (7 面)	昭和 63 年
	③東部テニスコート (6 面)	昭和 58 年
	④ハートフルみくもテニスコート (2 面)	平成 7 年
	⑤飯南テニスコート (3 面)	平成元年
	⑥松阪勤労者体育施設テニスコート (4 面)	平成 5 年

施設の区分	施設名	建設年
サッカー場 1ヶ所	①松阪市総合運動公園多目的グラウンド	平成 26 年
プール 3ヶ所	①松阪公園プール	平成 5 年
	②松阪市流水プール	昭和 53 年
	③飯高 B&G 海洋センタープール	昭和 59 年
ゲートボール場・ パターゴルフ場 3ヶ所	①阪内川スポーツ公園ゲートボール場	平成 8 年
	②ハートフルみくもパターゴルフ場	平成 7 年
	③飯南そまびとグラウンド	平成 13 年
運動広場 3ヶ所	①松阪市総合運動公園芝生広場・多目的広場	平成 24 年
	②中部台運動公園芝生広場・トリムコース	昭和 51 年
	③榎田川河川敷グラウンド	不明